

平成29年度で審判員資格の有効期限が切れる方へ

2018年3月31日が有効期限

公益財団法人日本バドミントン協会の通知より

各級の更新手続き可能な期間は、審判資格の有効期間が年度末（3月末）に切れる、以前の1年間となっておりますが、平成31年3月31日（平成30年度末）までは、改定された更新手続き期間を過ぎた場合でも、その後の1年間は遅延理由書を付した手続きは受け付ける。

（公財）日本バドミントン協会の登録費が支払われていない方は申請できません。ご注意ください。

埼玉県から申請できるのは、埼玉県バドミントン協会に所属されている方だけです。

他都県の方は、所属都道府県のバドミントン協会から申請してください。

集中受付期間 平成29年11月1日（水）～平成29年12月31日（日）

更新手続き ① 日本バドミントン協会ホームページ — NBA・協会概要 — 各種書式ダウンロード から

【公認審判員関係】 — 【様式S4号の第1号】更新申請書（1・2級）または【様式S4号の第2号】更新申請書（3級）をダウンロードし、必要事項を記載する。（下図参照）



② ゆうちょ銀行から、更新手数料を振り込む。

口座番号 00150-4-554565
 加入者名 埼玉県バドミントン協会
 通信欄に 審判員資格更新手数料 と記入
 住所 氏名 連絡先は忘れずに記入すること

	更新手数料 (県内手数料含む)
3級	5,900円
2級	8,600円
1級	16,700円

振込後、払込受領証のコピーをとる。

③ 更新者の審判手帳のコピーをとる。

④ ①の更新申請書 ②の払込受領証のコピー ③の審判手帳のコピー を下記住所に郵送する。

〒339-0052
 さいたま市岩槻区太田1-4-1
 埼玉県立岩槻商業高等学校内 埼玉県バドミントン協会事務局 藤松津吉

問い合わせ: fujimatsu@saiabad.com (半角で入力してください)